

一、紛議發生の場所

府下荏原郡大崎町上大崎二三九

二、事業半側

名稱 目黒蒲田電鉄株式會社

代表者 五島慶太郎

資本金 五萬三千圓(自動車部)

金額掛分

事業 乗合自動車業

企業系統 ナシ

營業線路 自浦線大井駅 至荏原町駅

使用労働者

運転手 一四名 助手 四名

女車掌 一六名(被解雇者を含む)

合計 三十四名

三、労働者側

紛議参加者 被解雇者三名

應援労働組合 目下ナシ

労働組合加入者 自動車従業員同盟員一名

四、紛議發生の時

昭和四年十月十日

五、紛議發生原因

車掌 野村ハル(自動車従業員同盟幹部吉野征吾内妻)

森井敦子(鍋山貞親内妻)

川井鈴子(中村美州内妻)

右ハ河トシ本年六月二十五日試用トシテ入社(野村ハルハ九月二十日本雇トナル)シ爾
来自動車車掌トシテ被雇中、遂就職ト對シ前職(野村ハ東京乗合自動車、森井及
川井ハ東京市營自動車、之章アリシト)茲ニ運動経歴ヲ秘シタルノミナラス就職後ハ
常ニ被勤勝ニシテ共産主義思想、宣傳ヲ爲ス、虞ヒアリト會社側ニ於テ解雇ノ機會
ヲ待テ居タルヲ漏々共産黨事件、公開ニ依リ川井、森井等ハ前記通り共産黨員名ニ
シテ左翼労働組合幹部、内妻タルトヲ知リ十月十日表面會社ニ事務都合ヲ
理由ニ解雇ニ言渡シテ爲シタルニ因ル

六、労資双方之交渉状況

十一月十日解雇言渡ク受ケタル森井以下三名ハ會社運輸課長ト會見セルヲ席上解雇手
當及客月二十日以降ノ日給(野村ハ日給九十銭、川井、森井ハ一月十銭)支給方ニ就テ、
吉原運輸課長ト申出テ拒否シ不當解雇ナルヲ以テ引續キ出勤スヘシト云ト述ベ、會